

墨田区消費者ニュース

編集・発行/墨田区産業観光部生活経済課消費者・勤労福祉担当

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20 電話 5608-6182

若者を狙った悪質商法にご注意ください。

4月に進学・就職・転居をし、周囲の環境が大きく変わった人も多いことでしょう。少しずつ慣れてきた頃と思いますが、新生活を楽しく過ごすために、悪質商法にご注意ください。

若者を狙う理由

成人すると未成年者と違って親(親権者等の法定代理人)の同意を得ずに契約を締結することができます。そのかわりに未成年者契約の取消しをすることはできなくなります。

未成年者として法律で保護されることがなくなる一方、まだ社会経験が浅く知識が少ないことが多いため、成人になったばかりの人は悪質商法に狙われやすいのです。

見るだけ、聞くだけ、無料体験といったものから、至急連絡をと用件を全く伝えず連絡を請うものもあります。安易に対応しないようにしましょう。

いろいろな悪質商法の手口

悪質商法の種類はいろいろあります。その手口を知ってだまされることのないようにしましょう。

○キャッチセールス

アンケートと称して呼びとめて、営業所等に連れて行き、商品やサービスを契約させる商法です。駅や繁華街のほか、イベント等の近くで行っていることもあります。

○デート商法

デートを装って商品やサービスをすすめ、契約をさせる商法です。恋愛感情を利用して断りにくい状況で勧誘し、契約後クーリング・オフ期間が過ぎると連絡がとれなくなるケースが多いです。出会い系サイトやメール、間違い電話等で出会いのきっかけを作ります。

○モデル・オーディション商法

モデルになれると勧誘し、会社に来た人にレッスン料や登録費用、エステサービス等の契約をさせる商法です。街頭でのスカウトや、雑誌などのモデル募集の広告を出しているケースもあります。

○マルチ商法

ネットワークビジネス等と称して勧誘し、商品・サービスの契約や入会金を取って組織に加入させる商法です。商品販売や会員加入は思うようにできず、在庫と借金を抱えることとなります。加入者は、儲けるために周囲の知人友人を仲間ひき入れようと勧誘してきます。



裏面では、アポイントメント商法について詳しく説明します。

当選したと電話で呼び出され アクセサリーを買わされた！

～アポイントメントセールス～

販売目的を隠したまま近づいて呼び出し、高額な契約を結ばせる悪質商法があります。

<相談事例>

20歳になったばかりの学生。突然「抽選に当たったのでプレゼントを取りに来て」とハガキが来た。ハガキにあった連絡先に電話をかけて事務所に出向いたら、50万円のダイヤの購入を勧められた。断って帰らなかったが、3人に囲まれ長時間説得されて契約してしまった。不要で高額なため、解約したい。



<アドバイス>

主に若者に「当選した」「選ばれた」などと有利な条件を強調し、販売目的を隠してハガキなどが届き、呼び出されて商品やサービスを契約させるのをアポイントメントセールスといいます。

注！意

<注意点>

「あなたが選ばれました」「抽選に当たりました」「景品を差し上げます」というのは、誘い出すための口実です。目的は高額な商品などを契約させることです。恋愛感情につけこみ契約を迫る手口もあります。見知らぬ人からのハガキなどには気を許さず、出向かないことです。ちょっと話を聞くだけのつもりが、契約するまで帰れない状況になります。

契約してしまっても契約書面を渡されてから8日以内ならクーリングオフができます。

詳しいことはすみだ消費者センターにご相談下さい。

困ったときは早めにご相談を

すみだ消費者センター相談室

相談日：月～土曜日

*土曜日は電話相談のみ受け付けています

相談時間：午前9時30分～午後4時30分

相談専用電話：5608-1773

*最初は電話でご相談ください

所在地：墨田区押上 2-12-7-215



交通機関

- 東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線「押上」A3出口徒歩3分
- 東武伊勢崎線「業平橋」徒歩7分
- 都営バス（墨38）「向島三丁目」バス停前